



令和7年10月17日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、  
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 岡 田 行 正

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業  
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島  
県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定につ  
いて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員

部会長

岡 田 行 正

部会長代理

野 北 晴 子

橋 村 政 哉

労働者代表委員

鎌 田 幸 輝

佐 崎 吉 宏

東 博 道

使用者代表委員

大 津 雅 明

栗 本 成 揮

長谷川 信 男

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄铸件製造業（铸铁管、可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄铸件製造業（铸铁管、可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３） 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 7 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日